

山柔協 23-429号  
令和6(2024)年3月12日

各市柔道協会等団体の長 様  
各チームの長 様

一般社団法人山口県柔道協会  
会長 正司直樹  
(会長印を省略しています)

### 公益財団法人全日本柔道連盟公認審判員制度運用規則の改正について

当協会の事業については、平素から格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。  
さて、(公財)全日本柔道連盟から添付のとおり通知※があり、標記改正が2024年4月1日から施行されます。(※添付の通知は「全柔連通知文」「改正後の規則」「規則の変更点」により構成されています。)

この改正の主な内容は下記のとおりですが、この改正に伴う更新講習会の受講等の対応には、審判員本人が「全柔連会員登録システム(Judo-Member)」にログインし、講習会受講等を行う必要がありますので、チームの責任者にあつては、関係者への周知をお願いします。

#### 記

1. A～Cライセンス審判員の任期(旧)4年 → (新)1年
2. 講習会の受講義務(旧)4年に2回 → (新)毎年
3. 審判ライセンスの受験資格の変更(新)年齢および段位の引き下げ・引き上げ
4. 更新講習会のカリキュラムの変更(新)コンプライアンス講習・IJF規程の改正点
5. 更新講習会受講料の減額(新)現在の規程の半額

全柔連発第24-0640号  
2024年3月7日

公益財団法人全日本柔道連盟  
加盟団体 各位

公益財団法人全日本柔道連盟  
審判委員会委員長 大迫 明伸  
〔公印省略〕

### 公益財団法人全日本柔道連盟公認審判員制度運用規則の改正について

拝啓 早春の候、時下ますます御健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は本連盟の諸事業に対し格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2023年12月に公認審判員規程の改正され、2024年4月1日から施行されることに伴い、改正された公認審判員規程に基づき公認審判員制度運用規則を改正しました。

関係各団体におかれましては、以上の趣旨をご理解戴き、審判ライセンス取得者への周知をお願い申し上げます。

(主な改正点)

1. A～Cライセンス審判員の任期 (旧) 4年 → (新) 1年
2. 講習会の受講義務 (旧) 4年に2回 → (新) 毎年
3. 審判ライセンスの受験資格の変更 (新) 年齢および段位の引き下げ・引き上げ
4. 更新講習会のカリキュラムの変更 (新) コンプライアンス講習・IJF規程の改正点
5. 更新講習会受講料の減額 (新) 現在の規程の半額
6. 「研修会」を「講習会」に統一
7. 「養成講習会」と「更新講習会」の表現の変更
  - ①審判員養成講習会  
資格取得のために受講する講習会
  - ②審判員更新講習会  
資格更新のために受講する講習会
8. 「筆記試験」を「学科試験」に修正
9. 更新講習会のカリキュラムにコンプライアンス講習を含む為、コンプライアンス講習会を削除

(添付資料)

- ・公認審判員制度運用規則 (2024. 4. 1) 20240201改正. pdf
- ・公認審判員制度運用規則 (2024. 4. 1) 20240201改正色有. pdf (修正箇所を色字で表示)

【問い合わせ先】公益財団法人全日本柔道連盟 大会事業課 渡辺・関口・城地  
電話 03-3818-4392 メール [shinpan@judo.or.jp](mailto:shinpan@judo.or.jp)

# 公認審判員制度運用規則

## 第一章 公認審判員制度運用規則制定の経緯と目的

公益財団法人全日本柔道連盟(以下「本連盟」という)は、各種柔道大会における審判員の技量と公平性の担保、および資質の向上を目的として、公認審判員規程を定めるとともに、公認審判員制度の運用に尽力してきた。しかしながら、BおよびCライセンス審判員の資格取得については、地区柔道連盟(協会)、都道府県柔道連盟(協会)の実情を勘案せざるを得ないという課題が残されていた。

その課題を解消し、公認審判員制度を透明性の高い制度として充実させることを目的として、本運営規則では、スポーツ庁が策定したスポーツ団体ガバナンスコード対応のため、制度運用上の留意事項を明らかにした。これにより、地区柔道連盟(協会)、都道府県柔道連盟(協会)が、公認審判員制度に対して共通の認識を持ち、制度の円滑な運営がなされることを期待するものである。

ところで、社会構造の大きな変化・変革に伴い、審判技量や公平性への期待増大、審判員のコンプライアンス意識の涵養・強化が求められるとともに、審判員養成や更新教育に係る合理的且つ効果的な方法の確立が叫ばれるようになった。それらのことを実現するために、公認審判員規程の改訂がこの度行われ、それに合わせることを目途に本運営規則についての見直しが行われた。

## 第二章 資格取得希望者、資格保有者に向けて

### 1. 資格の取得

#### 1.1. 概要

公認審判員資格を取得するためには、審判員試験に合格しなければならない。

#### 1.2. 審判員試験

- ① Sライセンス審判員試験(以下、S試験)は全日本柔道連盟が実施する。
- ② Aライセンス審判員試験(以下、A試験)は全日本柔道連盟が実施する。  
ただし開催場所現地連盟に会場準備や当日補助員等を依頼する場合がある。
- ③ Bライセンス審判員試験(以下、B試験)は各地区柔道連盟(協会)が実施する。
- ④ Cライセンス審判員試験(以下、C試験)は各都道府県連盟(協会)が実施する。

##### 1.2.1. 試験の受験要件

全柔連登録会員であること、及び、全日本柔道連盟審判員規程別表1(本規則にも添付)の受験資格を満たしていること。なお、会員登録、年齢、段位の受験要件はすべて受験する試験の初日までに満たしていなければならない。

##### 1.2.2. 受講料

試験受験料(講習会受講料を含む)は別表2(公認審判員規程)に示す通り。

### 1.3. 審判員資格の認定

#### 1.3.1. 認定の所管

審判員資格認定の所管は以下のとおり。

S ライセンス：全日本柔道連盟選考審査部会

A ライセンス：全日本柔道連盟選考審査部会

B ライセンス：地区柔道連盟（協会）

C ライセンス：都道府県柔道連盟（協会）

### 1.3.2. 認定の要件

審判員資格認定の要件は以下のとおり。

- ① 審判員養成講習会を必ず受講する。
- ② 審判員試験における実技審査は、実技審査各ライセンス要件を満たすこと、並びに学科試験が原則として 7 割以上の評価で合格とする。評価が、合格基準に満たない者への再試験は実施しない。
- ③ 審判員試験に合格した者に対して所管する資格審査委員会で審査の上、資格を認定する。

## 2. 資格の有効要件

### 2.1. 総論

審判員資格は、以下の要件が全て満たされているときに有効となる。また、一旦有効になった資格でも要件を一つでも欠いたときは有効でなくなる。

- ①審判員資格が認定され、有効期間内にあること。
- ②本連盟会員登録をしていること
- ③審判員資格登録をしていること。
- ④審判員資格が停止されていないこと。

### 2.2. 有効期間、有効要件

①S ライセンス審判員資格の有効期間は、当該資格の認定を受けた日から、その2年後応当日の直後に到来する3月31日までとする。ただし、本連盟は審査のうえ2年の有効期間を更新することができる。

②A ライセンス審判員資格、B ライセンス審判員資格およびC ライセンス審判員資格の有効期間は、当該資格の認定を受けた日から、その1年後応当日の直後に到来する3月31日までとする。ただし、管轄団体は、審査のうえ1年の有効期間を更新することができる。

③更新にあたり、審判員は、管轄団体に対して資格の更新の申請を行い、管轄団体は、更新要件を確認のうえ、更新を認めることができる。ただし、管轄団体は、事情により更新要件を満たせない者については、その事情を考慮のうえ、更新の可否を判断することができる。

### 2.3. 全柔連会員登録

全柔連登録会員であることが必須。

### 2.4. 審判員資格登録

審判員資格取得者は「審判員資格登録」を行う。審判員資格は「審判員資格登録」を行うことにより有効となる。

## 2.5. 審判員資格が停止されていないこと

倫理・懲戒規程等により審判員資格が停止されている期間は、資格は有効でない。

## 2.6. 資格の再有効化

審判員資格が有効でなくなったときは、以下の要件を満たすことにより資格が再び有効となる。

- ①更新しないまま有効期間を徒過したときは、更新の要件を満たしたとき
- ②会員登録、又は資格登録を怠ったときは、会員または資格を登録したとき
- ③資格が停止されたときは、停止期間が満了し、条件（もしあれば）を満たしたとき

## 3. 資格の更新要件

審判員の更新要件は原則として以下のとおりとする。

S ライセンス審判員	審判員更新講習会を毎年受講すること 2年間に1度以上試合の審判に携わること
A～C ライセンス審判員	審判員更新講習会を毎年受講すること 試合の審判に携わるよう努めること

ただし、上記要件を満たさない場合でも、管轄団体が事情を考慮のうえ、更新することができる。

### 3.1. 審判員講習会

審判員を対象にした講習会で全柔連、地区柔連（協会）、都道府県連盟（協会）が指定し全柔連が認めた下記の講習会

- ① 審判員養成講習会  
資格取得のために受講する講習会
- ② 審判員更新講習会  
資格更新のために受講する講習会

#### 3.1.1 カリキュラム

審判員講習会のカリキュラムは【別表1】に示す。

## 4. 審判員の資格適格性の再審査及び指導等

本連盟は、審判員としての技量が不足していると判断される審判員に対して、その審判員資格の適格性について再審査し、程度に合わせて指導等を課すことができる。

## 第三章 全柔連、都道府県柔連（協会）に向けて

### 1. 審判員試験

#### 1.1. 概要

審判員試験とは、審判員資格の認定を希望する者が受験する試験で、審判員資格の種別に従って所管する団体が開催する。試験は審判員養成講習会の受講後、学科試験および実技試験を受験することとする。

#### 1.2. 試験の所管

- S ライセンス審判員：全日本柔道連盟審判委員会選考審査部会
- A ライセンス審判員：全日本柔道連盟審判委員会選考審査部会
- B ライセンス審判員：地区柔道連盟（協会）
- C ライセンス審判員：都道府県連盟（協会）

### 1.3. 試験としての認定

S、A、B および C ライセンス審判員試験は、ライセンス取得に必要な必須カリキュラムを包含するテキスト、及び各ライセンス試験実施要領に則して実施されなければならない。全柔連審判委員会は、S、A ライセンス審判員試験のみならず、B 及び C ライセンス審判員試験に係る講師、諸手続き、運営、成績評価の仕方等を精査し、各地区、各県で実施されるライセンス審判員試験をモニタリングするとともに認定試験として認めることができる。但し、一旦認定された試験であっても、全柔連審判委員会が要件を満たさないと認めた場合は認定を取り消すことがある。

#### 1.3.1. 審判員試験（学科試験）に係るカリキュラム及び実技審査ライセンス要件

A、B および C ライセンス審判員試験（学科試験）のカリキュラムは【別表 1】に、S、A、B および C ライセンス審判員試験（実技審査）のライセンス取得要件は【別表 2】に示す。

#### 1.3.2. テキスト及び各ライセンス試験実施要領

S～C ライセンス審判員共通テキストは、柔道審判ライセンスガイドとし、試験実施に関しては以下の各試験実施要領を用いる。

S ライセンス審判員：S ライセンス審判員試験実施要領

A ライセンス審判員：A ライセンス審判員試験実施要領

B ライセンス審判員：B ライセンス審判員試験実施要領

C ライセンス審判員：C ライセンス審判員試験実施要領

#### 1.3.3. 講師

①原則として、審判員講習会への参加経験者など十分な専門知識を有する S ライセンス・A ライセンス審判員が担当することが望ましい。

②全柔連は独自に講師人材を派遣講師バンクとしてリストアップし、都道府県からの要請に応じて講師として派遣することができる。

#### 1.3.4. 受講料

公認審判員規程（別表 1）に定めるとおり。但し、大学生公認資格取得促進制度下における都道府県連盟（協会）主催・地区学生柔道連盟が実施する C 審判員養成講習会については、大学生（注 1）の受講料を無料とする。（費用はすべて全柔連が負担する）

注 1）学校教育法で規定された学校、並びに国の行政機関などの附属機関として設けられた大学校に在籍する満 18 歳以上の者。

#### 1.3.5. その他

所属する会員が、他の都道府県連盟（協会）が開催する審判員講習会の受講を希望する場合は、受講の可否を開催する連盟（協会）に問い合わせなければならない。他の都道府県連盟（協会）からその連盟（協会）に所属する会員の審判員講習会受講の可否の問

い合わせがあった場合は、講習会を開催する連盟（協会）は、特段の事情がない限り受講を認めなければならない。

#### 1.4 資格の認定

①実技審査、審判員養成講習会受講、及び学科試験（Sを除く）の採点を完了し、合格点に達した者に対して選考審査部会（S、Aライセンス審判員）、地区柔道連盟（協会）（Bライセンス審判員）、または、都道府県柔道連盟（協会）（Cライセンス審判員）は審査の上、資格を認定する。

②各ライセンス試験の総合評価が7割に満たない者への再試験は実施しない。審判員資格の認定を受けようとする者は審判員講習会を受講し検定試験を受験しなければならない。

### 2. 審判員更新講習会

本連盟、地区柔道連盟（協会）、及び都道府県連盟（協会）は、各審判員資格をブラッシュアップさせるために審判員更新講習会を指定する。

#### 2.1. 総論

①受験料並びに審判講習会受講料は、公認審判員規程（別表2）に準拠する。

②審判員講習会を開催する地区柔道連盟（協会）及び都道府県連盟（協会）は登録管理システムで計画書および受講者名簿等を提出する。

③都道府県連盟（協会）は受講者名簿を管理する。

#### 2.1.2 審判員更新講習会としての指定

①地区柔道連盟（協会）、及び都道府県連盟（協会）は年度ごとに指定する審判員更新講習会を登録システムで設定する。受講者名簿等の受講状況の管理は都道府県連盟（協会）が行う。

②本連盟は本連盟、地区柔道連盟（協会）、及び都道府県連盟（協会）が指定する審判員更新講習会の情報を公式ホームページ上で公開する。

③審判員更新講習会における講義内容は本連盟が指定したものとする。

④都道府県連盟（協会）は、年度ごとに審判員資格更新者名簿を登録システムに登録する。

⑤審判員資格取得のために審判員養成講習会を受講し、資格取得ができない場合は、資格更新に必要な審判員更新講習会に置き換えることはできない。

#### 2.1.1. 管理

審判員養成講習会および更新講習会の受講記録については受講者の登録システムのマイページで確認することができる。

### 3. 資格の停止、喪失

審判員資格が停止された時は、資格は有効でなくなり、停止期間が満了し、条件（もしあれば）が満たされた時に再有効化される。

審判員資格が喪失された時は、審判員資格登録は抹消される。

#### 4. 不測の事態に対する対応

審判ライセンス試験中に不測の事態(感染症、災害等)が起こった場合、その後の対応について全日本柔道連盟と地区柔道連盟(協会)・都道府県柔道連盟(協会)で協議の上決定することができる。

### 第四章 その他

#### 1. 改廃

この規則の改廃は、審判委員会選考審査部会で審議し、会長が決定する。

#### 付則

この要領は、令和2年10月8日から施行する。

この要領は、令和3年3月15日から規則と改正して施行する。

この規則は、2022年2月22日に改正し、2022年4月1日から施行する。

尚、Cライセンス審判員実技試験については、2023年4月1日以降は必ず実施すること。

この規則は、2024年2月1日に改正し、2024年4月1日から施行する。

#### 別表1.

審判員養成講習会カリキュラム内容
①柔道審判規程変遷の歴史
②柔道審判員に必要な見識
③柔道審判員に求められる心得・知識・スキル(救急措置、コンプライアンス教育も含む)
④現行国際柔道連盟試合審判規程
⑤国内における「少年大会特別規程」
⑥講道館柔道試合審判規定
⑦全日本柔道連盟 公認審判員規程並びに公認審判員制度運用規則

審判員更新講習会カリキュラム内容
① 現行の改正国際柔道連盟試合審判規程についての理解 (改正の背景について言及し、映像を通して改正したルールの理解を図る)
② 柔道審判員に求められるコンプライアンス
③ 国内における「少年大会特別規程」の更新部分の理解



別表2. 実技審査ライセンス要件（各評価項目が各ライセンス要件を満たしている）

評価項目	S	A	B	C
<p>【礼法・姿勢・動き・距離感・位置取り】</p> <p>1) 試合場への入場、退場時の礼法が正しい。</p> <p>2) 立位姿勢での攻防の際、選手から3～4 mの距離を維持している。あるいは、寝技の攻防に際して、2～3 mの距離を保つとともに、寝技の攻防の全体を確認できる位置取りに留意している。</p> <p>3) 極端に左右どちらかの姿勢に偏ったり、背中を丸めたりする姿勢を取らず、常に背筋を伸ばした正しい姿勢を保っている。</p> <p>4) 極端な動きの癖がなく、選手の急な動きや移動に戸惑うことなく、焦らずに悠々と移動できる。</p>	全ての場面で大変優れている	全ての場面で良くできている	良くできている	できている
<p>【ジェスチャー及び発声、スコア・ペナルティの訂正】</p> <p>1) 技の評価（スコア）、ペナルティのジェスチャーなどに誤りがない。</p> <p>2) ジェスチャーが大きく、そのジェスチャーを保持し、分かりやすい。</p> <p>3) 技の評価などの際の発生が正しく、聞きやすい。</p> <p>4) 技の評価の訂正、ペナルティの訂正の所作が正しく、適切である。</p>	全ての場面で適切に良くできている	全ての場面で良くできている	良くできている	できている
<p>【技の効果・ペナルティの判断】</p> <p>1) 技の評価が常に正しい。</p> <p>2) ペナルティの判断が常に正しい。</p> <p>3) ペナルティの付与のタイミングが常に正しい。</p> <p>4) ケアシステムで技の評価やペナルティの有無について確認をする場面においても、焦らずその手順を正しく踏むことができる。</p>	優秀である	秀でている	適切である	できている
<p>【表情・態度・風格・視線】</p> <p>1) どのような場面においても、一定の表情【ポーカークフェイス】を保ち落ち着いて見える。</p> <p>2) 横柄な態度やびくびくした態度を見せずに、安定した態度で終始試合を裁くことができる。</p> <p>3) 常に威風堂々として品格・風格が認められる</p> <p>4) 選手や緊急の事態から視線を逸らすことをしない。</p>	威風堂々として品格がある	威風堂々としている	堂々としている	違和感がない
<p>【得点掲示板・時計などの確認】</p> <p>1) 試合の開始、終了の際に得点掲示を確認している。</p> <p>2) スコア、ペナルティの付与の際に、得点掲示を確認している。</p> <p>3) 得点掲示に誤りがある場合（副審等からの指示なども含む）、適切な手順でスコアの訂正ができる。</p> <p>4) 「抑え込み」の時間への正しい対応、試合終了ブザーと同時に施された技のスコアへの対応などについて、得点掲示係との連携の中で正しく行うことができる。</p>	全く見落としがない	常に確認し見落としがない	注意深く確認している	確認をしている

# 公認審判員制度運用規則

## 第一章 公認審判員制度運用規則制定の経緯と目的

公益財団法人全日本柔道連盟(以下「本連盟」という)は、各種柔道大会における審判員の技量と公平性の担保、および資質の向上を目的として、公認審判員規程を定めるとともに、公認審判員制度の運用に尽力してきた。しかしながら、BおよびCライセンス審判員の資格取得については、地区柔道連盟(協会)、都道府県柔道連盟(協会)の実情を勘案せざるを得ないという課題が残されていた。

その課題を解消し、公認審判員制度を透明性の高い制度として充実させることを目的として、本運営規則では、スポーツ庁が策定したスポーツ団体ガバナンスコード対応のため、制度運用上の留意事項を明らかにした。これにより、地区柔道連盟(協会)、都道府県柔道連盟(協会)が、公認審判員制度に対して共通の認識を持ち、制度の円滑な運営がなされることを期待するものである。

ところで、社会構造の大きな変化・変革に伴い、審判技量や公平性への期待増大、審判員のコンプライアンス意識の涵養・強化が求められるとともに、審判員養成や更新教育に係る合理的且つ効果的な方法の確立が叫ばれるようになった。それらのことを実現するために、公認審判員規程の改訂がこの度行われ、それに合わせることを目途に本運営規則についての見直しが行われた。

## 第二章 資格取得希望者、資格保有者に向けて

### 1. 資格の取得

#### 1.1. 概要

公認審判員資格を取得するためには、審判員試験に合格しなければならない。

#### 1.2. 審判員試験

- ① Sライセンス審判員試験(以下、S試験)は全日本柔道連盟が実施する。
- ② Aライセンス審判員試験(以下、A試験)は全日本柔道連盟が実施する。  
ただし開催場所現地連盟に会場準備や当日補助員等を依頼する場合がある。
- ③ Bライセンス審判員試験(以下、B試験)は各地区柔道連盟(協会)が実施する。
- ④ Cライセンス審判員試験(以下、C試験)は各都道府県連盟(協会)が実施する。

##### 1.2.1. 試験の受験要件

全柔連登録会員であること、及び、全日本柔道連盟審判員規程別表1(本規則にも添付)の受験資格を満たしていること。なお、会員登録、年齢、段位の受験要件はすべて受験する試験の初日までに満たしていなければならない。

##### 1.2.2. 受講料

試験受験料(講習会受講料を含む)は別表2(公認審判員規程)に示す通り。

### 1.3. 審判員資格の認定

#### 1.3.1. 認定の所管

審判員資格認定の所管は以下のとおり。

S ライセンス：全日本柔道連盟選考審査部会

A ライセンス：全日本柔道連盟選考審査部会

B ライセンス：地区柔道連盟（協会）

C ライセンス：都道府県柔道連盟（協会）

### 1.3.2. 認定の要件

審判員資格認定の要件は以下のとおり。

- ① 審判員養成講習会を必ず受講する。
- ② 審判員試験における実技審査は、実技審査各ライセンス要件を満たすこと、並びに学科試験が原則として 7 割以上の評価で合格とする。評価が、合格基準に満たない者への再試験は実施しない。
- ③ 審判員試験に合格した者に対して所管する資格審査委員会で審査の上、資格を認定する。

## 2. 資格の有効要件

### 2.1. 総論

審判員資格は、以下の要件が全て満たされているときに有効となる。また、一旦有効になった資格でも要件を一つでも欠いたときは有効でなくなる。

- ①審判員資格が認定され、有効期間内にあること。
- ②本連盟会員登録をしていること
- ③審判員資格登録をしていること。
- ④審判員資格が停止されていないこと。

### 2.2. 有効期間、有効要件

①S ライセンス審判員資格の有効期間は、当該資格の認定を受けた日から、その2年後応当日の直後に到来する3月31日までとする。ただし、本連盟は審査のうえ2年の有効期間を更新することができる。

②A ライセンス審判員資格、B ライセンス審判員資格およびC ライセンス審判員資格の有効期間は、当該資格の認定を受けた日から、その1年後応当日の直後に到来する3月31日までとする。ただし、管轄団体は、審査のうえ1年の有効期間を更新することができる。

③更新にあたり、審判員は、管轄団体に対して資格の更新の申請を行い、管轄団体は、更新要件を確認のうえ、更新を認めることができる。ただし、管轄団体は、事情により更新要件を満たせない者については、その事情を考慮のうえ、更新の可否を判断することができる。

### 2.3. 全柔連会員登録

全柔連登録会員であることが必須。

### 2.4. 審判員資格登録

審判員資格取得者は「審判員資格登録」を行う。審判員資格は「審判員資格登録」を行うことにより有効となる。

## 2.5. 審判員資格が停止されていないこと

倫理・懲戒規程等により審判員資格が停止されている期間は、資格は有効でない。

## 2.6. 資格の再有効化

審判員資格が有効でなくなったときは、以下の要件を満たすことにより資格が再び有効となる。

- ①更新しないまま有効期間を徒過したときは、更新の要件を満たしたとき
- ②会員登録、又は資格登録を怠ったときは、会員または資格を登録したとき
- ③資格が停止されたときは、停止期間が満了し、条件（もしあれば）を満たしたとき

## 3. 資格の更新要件

審判員の更新要件は原則として以下のとおりとする。

S ライセンス審判員	審判員更新講習会を毎年受講すること 2年間に1度以上試合の審判に携わること
A～C ライセンス審判員	審判員更新講習会を毎年受講すること 試合の審判に携わるよう努めること

ただし、上記要件を満たさない場合でも、管轄団体が事情を考慮のうえ、更新することができる。

### 3.1. 審判員講習会

審判員を対象にした講習会で全柔連、地区柔連（協会）、都道府県連盟（協会）が指定し全柔連が認めた下記の講習会

- ① 審判員養成講習会  
資格取得のために受講する講習会
- ② 審判員更新講習会  
資格更新のために受講する講習会

#### 3.1.1 カリキュラム

審判員講習会のカリキュラムは【別表1】に示す。

## 4. 審判員の資格適格性の再審査及び指導等

本連盟は、審判員としての技量が不足していると判断される審判員に対して、その審判員資格の適格性について再審査し、程度に合わせて指導等を課すことができる。

## 第三章 全柔連、都道府県柔連（協会）に向けて

### 1. 審判員試験

#### 1.1. 概要

審判員試験とは、審判員資格の認定を希望する者が受験する試験で、審判員資格の種別に従って所管する団体が開催する。試験は審判員養成講習会の受講後、学科試験および実技試験を受験することとする。

#### 1.2. 試験の所管

S ライセンス審判員：全日本柔道連盟審判委員会選考審査部会  
A ライセンス審判員：全日本柔道連盟審判委員会選考審査部会  
B ライセンス審判員：地区柔道連盟（協会）  
C ライセンス審判員：都道府県連盟（協会）

### 1.3. 試験としての認定

S、A、B および C ライセンス審判員試験は、ライセンス取得に必要な必須カリキュラムを包含するテキスト、及び各ライセンス試験実施要領に則して実施されなければならない。全柔連審判委員会は、S、A ライセンス審判員試験のみならず、B 及び C ライセンス審判員試験に係る講師、諸手続き、運営、成績評価の仕方等を精査し、各地区、各県で実施されるライセンス審判員試験をモニタリングするとともに認定試験として認めることができる。但し、一旦認定された試験であっても、全柔連審判委員会が要件を満たさないと認めた場合は認定を取り消すことがある。

#### 1.3.1. 審判員試験（**学科**試験）に係るカリキュラム及び実技審査ライセンス要件

A、B および C ライセンス審判員試験（**学科**試験）のカリキュラムは【別表 1】に、S、A、B および C ライセンス審判員試験（実技審査）のライセンス取得要件は【別表 2】に示す。

#### 1.3.2. テキスト及び各ライセンス試験実施要領

S～C ライセンス審判員共通テキストは、柔道審判ライセンスガイドとし、試験実施に関しては以下の各試験実施要領を用いる。

S ライセンス審判員：S ライセンス審判員試験実施要領

A ライセンス審判員：A ライセンス審判員試験実施要領

B ライセンス審判員：B ライセンス審判員試験実施要領

C ライセンス審判員：C ライセンス審判員試験実施要領

#### 1.3.3. 講師

①原則として、審判員**講習会**への参加経験者など十分な専門知識を有する S ライセンス・A ライセンス審判員が担当することが望ましい。

②全柔連は独自に講師人材を派遣講師バンクとしてリストアップし、都道府県からの要請に応じて講師として派遣することができる。

#### 1.3.4. 受講料

公認審判員規程（別表 1）に定めるとおり。但し、大学生公認資格取得促進制度下における都道府県連盟（協会）主催・地区学生柔道連盟が実施する C 審判員養成講習会については、大学生（注 1）の受講料を無料とする。（費用はすべて全柔連が負担する）

注 1）学校教育法で規定された学校、並びに国の行政機関などの附属機関として設けられた大学校に在籍する満 18 歳以上の者。

#### 1.3.5. その他

所属する会員が、他の都道府県連盟（協会）が開催する審判員**講習会**の受講を希望する場合は、受講の可否を開催する連盟（協会）に問い合わせなければならない。他の都道府県連盟（協会）からその連盟（協会）に所属する会員の審判員**講習会**受講の可否の問

い合わせがあった場合は、講習会を開催する連盟（協会）は、特段の事情がない限り受講を認めなければならない。

#### 1.4 資格の認定

①実技審査、審判員養成講習会受講、及び学科試験（Sを除く）の採点を完了し、合格点に達した者に対して選考審査部会（S、Aライセンス審判員）、地区柔道連盟（協会）（Bライセンス審判員）、または、都道府県柔道連盟（協会）（Cライセンス審判員）は審査の上、資格を認定する。

②各ライセンス試験の総合評価が7割に満たない者への再試験は実施しない。審判員資格の認定を受けようとする者は審判員講習会を受講し検定試験を受験しなければならない。

### 2. 審判員更新講習会

本連盟、地区柔道連盟（協会）、及び都道府県連盟（協会）は、各審判員資格をブラッシュアップさせるために審判員更新講習会を指定する。

#### 2.1. 総論

①受験料並びに審判講習会受講料は、公認審判員規程（別表2）に準拠する。

②審判員講習会を開催する地区柔道連盟（協会）及び都道府県連盟（協会）は登録管理システムで計画書および受講者名簿等を提出する。

③都道府県連盟（協会）は受講者名簿を管理する。

#### 2.1.2 審判員更新講習会としての指定

①地区柔道連盟（協会）、及び都道府県連盟（協会）は年度ごとに指定する審判員更新講習会を登録システムで設定する。受講者名簿等の受講状況の管理は都道府県連盟（協会）が行う。

②本連盟は本連盟、地区柔道連盟（協会）、及び都道府県連盟（協会）が指定する審判員更新講習会の情報を公式ホームページ上で公開する。

③審判員更新講習会における講義内容は本連盟が指定したものとする。

④都道府県連盟（協会）は、年度ごとに審判員資格更新者名簿を登録システムに登録する。

⑤審判員資格取得のために審判員養成講習会を受講し、資格取得ができない場合は、資格更新に必要な審判員更新講習会に置き換えることはできない。

#### 2.1.1. 管理

審判員養成講習会および更新講習会の受講記録については受講者の登録システムのマイページで確認することができる。

### 3. 資格の停止、喪失

審判員資格が停止された時は、資格は有効でなくなり、停止期間が満了し、条件（もしあれば）が満たされた時に再有効化される。

審判員資格が喪失された時は、審判員資格登録は抹消される。



#### 4. 不測の事態に対する対応

審判ライセンス試験中に不測の事態(感染症、災害等)が起こった場合、その後の対応について全日本柔道連盟と地区柔道連盟(協会)・都道府県柔道連盟(協会)で協議の上決定することができる。

### 第四章 その他

#### 1. 改廃

この規則の改廃は、審判委員会選考審査部会で審議し、会長が決定する。

#### 付則

この要領は、令和2年10月8日から施行する。

この要領は、令和3年3月15日から規則と改正して施行する。

この規則は、2022年2月22日に改正し、2022年4月1日から施行する。

尚、Cライセンス審判員実技試験については、2023年4月1日以降は必ず実施すること。

この規則は、2024年2月1日に改正し、2024年4月1日から施行する。

#### 別表1.

審判員養成講習会カリキュラム内容
①柔道審判規程変遷の歴史
②柔道審判員に必要な見識
③柔道審判員に求められる心得・知識・スキル(救急措置、コンプライアンス教育も含む)
④現行国際柔道連盟試合審判規程
⑤国内における「少年大会特別規程」
⑥講道館柔道試合審判規定
⑦全日本柔道連盟 公認審判員規程並びに公認審判員制度運用規則

審判員更新講習会カリキュラム内容
① 現行の改正国際柔道連盟試合審判規程についての理解 (改正の背景について言及し、映像を通して改正したルールの理解を図る)
② 柔道審判員に求められるコンプライアンス
③ 国内における「少年大会特別規程」の更新部分の理解

別表2. 実技審査ライセンス要件（各評価項目が各ライセンス要件を満たしている）

評価項目	S	A	B	C
<p>【礼法・姿勢・動き・距離感・位置取り】</p> <p>1) 試合場への入場、退場時の礼法が正しい。</p> <p>2) 立位姿勢での攻防の際、選手から3～4 mの距離を維持している。あるいは、寝技の攻防に際して、2～3 mの距離を保つとともに、寝技の攻防の全体を確認できる位置取りに留意している。</p> <p>3) 極端に左右どちらかの姿勢に偏ったり、背中を丸めたりする姿勢を取らず、常に背筋を伸ばした正しい姿勢を保っている。</p> <p>4) 極端な動きの癖がなく、選手の急な動きや移動に戸惑うことなく、焦らずに悠々と移動できる。</p>	全ての場面で大変優れている	全ての場面で良くできている	良くできている	できている
<p>【ジェスチャー及び発声、スコア・ペナルティの訂正】</p> <p>1) 技の評価（スコア）、ペナルティのジェスチャーなどに誤りがない。</p> <p>2) ジェスチャーが大きく、そのジェスチャーを保持し、分かりやすい。</p> <p>3) 技の評価などの際の発生が正しく、聞きやすい。</p> <p>4) 技の評価の訂正、ペナルティの訂正の所作が正しく、適切である。</p>	全ての場面で適切に良くできている	全ての場面で良くできている	良くできている	できている
<p>【技の効果・ペナルティの判断】</p> <p>1) 技の評価が常に正しい。</p> <p>2) ペナルティの判断が常に正しい。</p> <p>3) ペナルティの付与のタイミングが常に正しい。</p> <p>4) ケアシステムで技の評価やペナルティの有無について確認をする場面においても、焦らずその手順を正しく踏むことができる。</p>	優秀である	秀でている	適切である	できている
<p>【表情・態度・風格・視線】</p> <p>1) どのような場面においても、一定の表情【ポーカークフェイス】を保ち落ち着いて見える。</p> <p>2) 横柄な態度やびくびくした態度を見せずに、安定した態度で終始試合を裁くことができる。</p> <p>3) 常に威風堂々として品格・風格が認められる</p> <p>4) 選手や緊急の事態から視線を逸らすことをしない。</p>	威風堂々として品格がある	威風堂々としている	堂々としている	違和感がない
<p>【得点掲示板・時計などの確認】</p> <p>1) 試合の開始、終了の際に得点掲示を確認している。</p> <p>2) スコア、ペナルティの付与の際に、得点掲示を確認している。</p> <p>3) 得点掲示に誤りがある場合（副審等からの指示なども含む）、適切な手順でスコアの訂正ができる。</p> <p>4) 「抑え込み」の時間への正しい対応、試合終了ブザーと同時に施された技のスコアへの対応などについて、得点掲示係との連携の中で正しく行うことができる。</p>	全く見落としがない	常に確認し見落としがない	注意深く確認している	確認をしている